

# 大和川水系河川整備計画の骨子案

目次	骨子案
第1章 流域および河川の概要	<p>大和川流域は古代文化の発祥地であり、その文化は大和川とともに育ち、現在の繁栄を培ってきた</p> <p>大和川流域には多くの人口・資産が集積し、近畿地方における社会・経済・文化の中心である大都市・大阪を氾濫域に持つ</p> <p>その他、大和川流域の地形、地質、気候、歴史、産業等の概要を記載</p>

目次	骨子案
第2章 河川整備の現状と課題	
2.1 治水の現状と課題	<p>過去の洪水被害(昭和57年洪水被害等を記載)</p> <p>治水事業の経緯(古代～現代までの治水事業の経緯、及び亀の瀬地すべり対策の経緯等を記載)</p> <p>氾濫域に大都市が存在し、洪水の流下能力の限界を越した場合、甚大な被害が発生することが想定される</p> <p>亀の瀬地区は狭窄部であり、洪水時の水位上昇、地すべりによる河道閉塞など、治水を考える上でも極めて重要</p> <p>河口部は堆砂しやすく、洪水の流下時に河川水位の上昇が想定される</p> <p>堤防は過去の洪水等の経験に基づき構築や補修が行われてきた歴史があるため、漏水や浸透等に対して脆弱な部分が存在している</p> <p>破堤氾濫による被害の深刻さ(被害ポテンシャル)が高い下流(大阪府域)では、超過洪水対策として高規格堤防の整備を実施している</p> <p>近年においても、上流(奈良県域)は浸水被害が頻発しており、総合治水対策を実施している</p>

目次	骨子案
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	<p>大和川は、釣り、散策等、都市空間における貴重な親水空間となっている一方で、高水敷はグラウンド等の裸地が多い</p> <p>不法占用、不法投棄などの問題</p> <p>大和川流域は古来雨が少ないため、紀の川水系からの分水が行われ、農業用水に利用されている。また、水道についても、紀の川水系、淀川水系に依存しており、自己水源に乏しい</p> <p>大和川は大阪市、八尾市等を流れる河川・水路の水源となっている</p> <p>水質は昭和40年代をピークに悪化した。大和川清流ルネッサンス等の取り組みにより、平成16年には41年振りに環境基準レベルをクリア。ただし、快適な水遊びが出来るまでには至っていない</p> <p>大和川の自然環境(動植物等について記載)</p> <p>堰により湛水区間が連続する区間があり、止水域性の魚類が生息する反面、堰など横断工作物により回遊性魚類の遡上・降下が阻害されている。</p> <p>現在では、かつて見られた舟運の利用がない</p> <p>水質の悪化や水量の不足などにより一部を除き水道としての利用がない</p>

第10回大和川流域委員会

目次	骨子案
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	
3.1 河川整備の基本理念	<p>生命・財産を守る安全で安心な大和川</p> <p>次世代に伝える美しい大和川</p> <p>地域を育む豊かな大和川</p>
3.2 対象区間及び対象期間	
3.2.1 対象区間	<p>直轄管理区間48.3km</p> <p>(大和川37.6km、石川0.8km、曽我川1.9km、佐保川8.0km)</p>
3.2.2 計画対象期間	概ね20～30年間
3.3 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	<p>洪水被害の回避・軽減を図る</p> <p>目標規模については、整備による効果・影響、必要となる整備メニュー・費用について示しつつ、調整を図る</p>

第10回大和川流域委員会

目次	骨子案
3.4 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持、河川の整備と保全に関する目標	<p>大和川のもつ歴史・文化や大和川らしい周辺景観と調和のとれた河川整備を行う</p> <p>多様な動植物の生息・生育環境と調和のとれた河川整備を行い、必要に応じて水際のエコトーンや瀬・淵など動植物の生息・生育環境の復元等に努める</p> <p>安全で快適に水遊び等ができる水質の回復を目指す</p> <p>動植物の保護や景観、水質の保全・回復等に関して必要な水量の確保を目指す</p>

第10回大和川流域委員会

目次	骨子案
第4章 河川整備の実施に関する事項	
4.1 河川工事の目的、種類および施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	
4.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	<p>河道の掘削、引堤、堤防嵩上げ、遊水地等を総合的に検討し、洪水疎通能力の増大を図る</p> <p>河川改修にあたっては、亀の瀬地すべりへの影響や、上流への効果・下流への影響等を十分に検討しつつ行う</p> <p>超過洪水対策として、まちづくり事業等と共同で行う高規格堤防の整備を継続して実施する</p> <p>総合治水対策のさらなる推進に向けて関係機関等と連携を図りつつ、河川整備を実施する</p> <p>堤防の質的安全性を調査し、緊急的に対策が必要な区間の堤防補強を実施する</p>

第10回大和川流域委員会

目次	骨子案
4.1.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する事項	<p>大和川のもつ歴史・文化や周辺環境等との調和を図り、地域住民等が河川との触れ合いや体験学習などができるような河川整備を行う</p> <p>慣行水利権については、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利化を計画的に進める</p> <p>関係機関等と連携し、下水道整備や合併浄化槽の設置促進や河川浄化施設の整備などを実施し、水質保全を図る</p> <p>河川整備にあたっては、水際のエコトーンや瀬・淵など多様な動植物が生息・生育できる環境の保全・復元等に努める</p>

目次	骨子案
<p>4.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所</p> <p>4.2.1 洪水、高潮等による災害の発生又は軽減に関する事項</p>	<p>河川管理施設の定期的な点検を実施し、必要な維持修繕・管理を行う</p> <p>防災機関と連携し、洪水予報の発表、水防警報及び水位情報等のわかりやすい情報発信を行う</p> <p>洪水等の災害時に迅速な対応が可能なよう関係機関と連携し、非常用資器材の備蓄・災害対策機械の整備、水防活動や物資輸送等の拠点となる防災ステーションの整備を行う</p> <p>雨量、水位、過去の浸水被害等の洪水に関する情報を住民や関係機関へ提供する等、防災意識の向上を図る</p> <p>ハザードマップの作成・周知について自治体を支援する</p> <p>土砂動態のモニタリングを実施するとともに、森林等による土砂流出防止について関係機関と連携を図り、土砂管理方策について検討する</p>

目次	骨子案
4.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する事項	<p>日々の巡視や河川管理施設の適切な維持修繕・管理を行う</p> <p>不法投棄や不法占用に対して自治体や関係機関・占用者と連携し、指導を行う</p> <p>良好な河川環境を維持するため、関係機関、地域住民等と連携し、美化・清掃活動等を実施する</p> <p>水質の改善のため、関係機関等と連携し、生活排水対策の軽減等の普及啓発に努める</p> <p>関係機関等と連携し、水質事故の防止・対処等、より一層の水質管理体制の強化を図る。また、水質事故の未然防止のため、関係機関等と連携し、水質事故防止の普及啓発に努める</p> <p>自治体・関係機関と一体となって河川敷地におけるホームレスの対応を図る</p> <p>河川空間の利用に関して、動植物の生息・生育環境や公園利用、河川整備などが調和したゾーニング配置について関係機関と連携して協議調整に努める</p> <p>水辺へのアクセスの改善やユニバーサルデザインを進める</p>

目次	骨子案
4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	<p>流域で一体となった川づくりを進めるため、関係機関、地域住民等と協働し、積極的に情報提供を行う</p> <p>地域住民、NPO等の活動・交流の支援や、学校教育・社会教育と連携し、地域の文化と歴史を育む</p>